

宇都宮市農業委員会 第5回定期総会議事録

- 1 開催日時 令和4年4月26日(火) 開会 午後3時30分
閉会 午後5時13分
- 2 開催場所 宇都宮市役所 14階 14D会議室
- 3 出席者
 - ・農業委員22名
田代委員, 金田(典)委員, 櫻井委員, 刈部委員, 佐藤委員, 篠崎委員,
天谷委員, 吉澤(聖)委員, 本多委員, 塩田委員, 相澤委員, 平出委員,
恩田委員, 岩上委員, 駒場委員, 金田(裕)委員, 鎌倉委員, 竹原委員,
手塚(孝)委員, 村田委員, 入江(正)委員, 福田委員
 - ・農地利用最適化推進委員24名
菊池委員, 齋藤(勝)委員, 高橋委員, 森田委員, 上田委員, 福富委員,
小野口委員, 篠原委員, 入江(武)委員, 小島委員, 鮎澤委員, 伊澤委員,
富貴澤委員, 吉澤(稔)委員, 永岡委員, 阿部(律)委員, 笹沼委員, 田口委員,
小林委員, 増淵委員, 阿部(則)委員, 菱沼委員, 坂本委員, 手塚(典)委員
- 4 欠席委員
 - ・農業委員 1名
関根委員
 - ・農地利用最適化推進委員 5名
齋藤(正)委員, 床井委員, 野澤委員, 大島委員, 青柳委員
 - ・欠員
農業委員1名 農地利用最適化推進委員1名
- 5 議事録署名委員2名
櫻井委員, 刈部委員

事務局 宇都宮市農業委員会第5回定期総会を開会いたします。

現在の農業委員の出席委員数は22名、欠席委員数は1名であり、会議規則に定める出席者数に達しておりますので、本日の総会は、成立することをご報告いたします。

事務局 続きまして、次第2「宇都宮市農業委員会憲章」の唱和ですが、本来、ご唱和いただくところですが、新型コロナウイルス感染対策の観点から省略とさせていただきます。

事務局 次に、次第3「会長あいさつ」をお願いします。

会長 宇都宮市農業委員会第5回定期総会の開会にあたり、あいさつを申し上げます。

農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様には、農繁期のお忙しい中、出席をいただき、誠にありがとうございます。また、日頃から農業委員会の事業に、ご尽力をいただいていることに、深く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が依然として収束する気配も見えておらず、皆様の健康はもとより、世界的な原油価格の高騰による物価の上昇など、農業経営への影響も大変懸念されるところです。

このような中ではありますが、農業委員会には、優良農地の確保と効率利用のほか、農地等利用の最適化活動について、その成果を求められているところでもあります。

皆様におかれましては、地域農業者との連携を図りつつ、適正な許認可事務の遂行や農地パトロールの実施により、担い手への農地の集積や遊休農地の解消など、地域の農地を守り、利用する取組を積極的に行っていただき、改めて感謝申し上げます。

本日の定期総会において、これらの農業委員会の活動について点検・評価し、この結果を踏まえて、令和4年度の最適化活動の目標等について審議していただくこととなります。

結びに、我々農業委員会は、かけがえのない貴重な資源としての、農地の保全と農地利用の最適化の推進に取り組んでいく必要があります。皆様には、農業委員会活動の充実・強化のため、なお一層のご尽力をお願い申し上げます。

事務局 次第4「議長の選任」に入ります。議長につきましては、宇都宮市農業委員会会議規則第4条に、会長が議長となると規定されておりますので、

会長に議長をお願いいたします。

会 長 暫時、議長を務めさせていただきますが、円滑な進行に皆様ご協力をお願いしたいと思います。

議 長 それでは、次第5「議事録署名委員の選任」に入ります。
会議規則の定めるところにより、議事録署名委員2名を選出したいと思いますが、議長が指名することに、異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないので指名いたします。
議事録署名委員は、3番 櫻井則子委員、4番 刈部明彦委員の2人をお願いします。
次第6「議事」に入ります。議案第1号「令和4年度農業委員会活動計画(案)」について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号「令和4年度農業委員会活動計画(案)」についてご説明いたします。1ページをお開きください。この計画は、今年度1年間の農業委員会の活動内容について、決めていただくものです。最初の段落で農業・農村の現状について記載し、次の段落では国の取り組み、その次の段落では、宇都宮市の取り組みを記載しています。

最後の段落ですが、本市農業委員会においては、「農業を守り育てていく」という農業委員会です。果たすべく役割を深く認識し、農地利用の最適化の推進に関する指針に基づき、日常的な「農地パトロール」を徹底し、地域の現状把握に努めるなど、重点業務として掲げた「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」の活動を強化するとともに、公正・公平性の確保に向けた適正な事務の実施に取り組み、本市農業・農村の振興・発展を図るため、次の事項について積極的に行動します、とします。

ページをめくっていただき、2ページ、3ページをご覧くださいまして、大きな項目として6つに分類しています。これらは、委員の皆様の活動内容になりますので、それぞれの事項に取り組んでいただくものです。

まず、「1 優良農地の確保と農地の有効利用に関する事項」として、「(1) 指定市町村に相応しい農地転用許可の適正な執行」「(2) 農地転用許可後の履行状況の調査・確認・指導」「(3) 農地転用違反への適切な対応」です。

「2 農地等の利用の最適化の推進に関する事項」として、「(1) 担い手への農地利用の集積・集約化の推進」「(2) 遊休農地等の発生防止・解消の推進」「(3) 新規参入の促進」「(4) 耕作者等に係る助言・相談」です。「3 農業経営の合理化に関する事項」として、「(1) 複式簿記の記帳など青色申告事業の推進」「(2) 農業者年金事業の推進」「(3) 家族経営協定の推進」です。「4 農業一般に関する調査・情報に関する事項」として、「(1) 専門委員会の活動」です。専門委員会の活動は、委員会のメンバーにより先進地等を視察・調査し、その内容について情報を共有していくものですが、今年度についても新型コロナウイルスの影響により活動の実施は未定となっています。「(2) 「うつのみや農委だより」の発行及び内容の充実」なお、農委だよりは年3回の発行となります。「(3) 農作業受委託料金等の参考額の提示」です。「5 農政に関する事項」として、「(1) 農政に関する意見・要望」です。「6 関係機関との連携」として「(1) 農業委員会ネットワーク機構との連携」「(2) 関係行政機関との連携」「(3) 関係団体との連携」です。以上、「令和4年度農業委員会活動計画（案）」についての説明を終わります。

議長 この件についてご質問等がありましたら発言願います。

委員 (意見なし)

議長 それでは、議案第1号「令和4年度農業委員会活動計画（案）」については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 異議がないと認め、議案第1号につきましては、原案のとおり決定します。

議長 続きまして、議案第2号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案の説明の前に、農業委員会をめぐる動きについて2点説明させていただきます。

まず、1点目ですが、令和2年度に、農業委員会法改正5年後の見直しが行われ、規制改革推進会議から、農林水産省に対し、「農業委員会の活動

が見えない」「農地の集積にどの程度貢献したのかわからない」「農業委員会の現在の目標設定が低いのではないか」との指摘がありました。

それを踏まえ、令和3年6月に「規制改革実施計画」が閣議決定され、農業委員会の目標を定めるとともに、具体的な活動を記録し、農業委員会において評価し、公表する仕組みを構築する、と示されたところであります。

また、令和4年2月に農業委員会における最適化推進活動について、ガイドラインが示されました。その中で、当初、委員の年間活動日数は180日と示されましたが、最終的に、委員の活動日数はおおむね月10日とされたところです。

2点目として、令和2年12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」が改訂に基づき、人・農地プランのあり方が検討され、令和3年5月に、「人・農地など関連施策の見直し」が示されました。その中で、10年後の農地の在り方を示す目標地図の作成が、農業委員会の役割とされたところであります。目標地図作成に向け、まず、各農家からアンケート調査を実施し、その結果をタブレットに入力し、まず、現状の地図を作成し、そこから、10年後の地図を作るというものです。

今年度は周知期間とされ、その後2年間で目標地図を作成することとなります。地図作成にあたりましては、市、JA、市農業公社と連携して作成していくこととなります。

国の農業委員会に関する動きの説明は以上です。

議案第2号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」についてご説明いたします。「Ⅰ 農業委員会の状況」として、令和4年3月31日現在の状況です。「1 農業の概要」として、面積関係は記載のとおりです。総農家戸数・農業就業者数はセンサスの数値、認定農業者数は農業委員会調べとなっております。次のページをお開きください。「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」ですが、「1 現状及び課題」は、令和4年3月現在管内の農地面積が11,900ヘクタール、これまでの集積面積が6,139.7ヘクタール、集積率が51.59パーセントとなっております。担い手の高齢化・後継者不足による、新たな担い手の確保・育成と農地の面的な集約化や農地整備が課題として挙げられます。「2 令和3年度の目標及び実績」は、集積目標6,273ヘクタール、集積実績6,139.7ヘクタールであり、うち、新規実績が130.7ヘクタール、達成状況が97.88パーセントとなっております。「3 目標の達成に向けた活動」として、活動計画は記載のとおり、活動実績は、「実質化された人・農地プランの話し合い活動」の対象地区21地区において、地域会合延べ29回、参加委員数延べ52人でした。「4 目標及び活動に対する評価」の

うち、目標に対する評価は、集積実績は集積目標に達しなかったものの、新規参入の法人などに積極的に農地を集約し、新規実績には目標を達成できました。活動に対する評価は、実質化された人・農地プランでは、各地区において工程表を作成し、新型コロナにより地域会合が開催できない場合は書面開催により対応し、充実した活動を行うことができました。農地のマッチング活動では、関係機関と連携し意欲ある法人の参入を促し、農家へ戸別訪問するなど積極的に現場活動を進めることができました。

6 ページをお開きください。「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」として、平成30年度、令和元年度、令和2年度の新規参入者数と新規参入者が取得した農地面積は記載のとおりです。「2 令和3年度の目標及び実績」ですが、参入目標8経営体、参入目標面積4ヘクタールに対し、参入実績10経営体、参入実績面積25.8ヘクタールでした。「3 目標の達成に向けた活動」は、記載のとおりですが、昨年の活動実績として、就農支援ネットワーク会議や新規就農見学会を開催しました。新規就農体験実習会につきましては、コロナ感染拡大防止のため中止となりました。「4 目標及び活動に対する評価」のうち、目標に対する評価は、関係機関との連携・協力により、参入者数及び農地面積の目標を達成することができました。また、新たに参入してきた法人に対して、農地の積極的に斡旋し、農地の集積を図ることができたと評価させていただきました。活動に対する評価は、就農希望者へは、研修受入のほか市農業公社と連携し農地の斡旋を行い、就農につなげることができました。また、就農に関する情報提供やアドバイスも行い、全般にわたりサポートを行い、新規就農者の育成を図ることができました。

7 ページをご覧ください。「Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価」「1 現状及び課題」ですが、管内の農地面積が11,954ヘクタール、遊休農地面積54ヘクタールであり、遊休農地の割合は0.45パーセントとなります。農業従事者の高齢化等により、経営規模縮小や離農による不耕作地が増加しており、その中でも農地が未整備などの耕作条件が悪く、引き受け手がいない農地の増加が課題として挙げられます。「2 令和3年度の目標及び実績」は、解消目標3ヘクタール、解消実績8ヘクタールであり、達成状況は267パーセントとなります。「3 2の目標の達成に向けた活動」のうち、活動計画は、記載のとおりです。活動実績ですが、農地の利用状況調査を調査員57人で実施し、農地の利用意向調査を調査数82筆、調査面積10.1ヘクタールを対象に実施、その他の活動として、農業委員・推進委員の利用調整による遊休農地の解消が27筆、2.2ヘクタール、非農地判断の実施が33筆、2.0ヘクタールでありました。「4 目標及び活動に

対する評価」ですが、目標に対する評価は、遊休農地解消に係る交付金の活用を誘導しながら、積極的に農地の利用調整に取り組み、目標を大幅に超えることができました。活動に対する評価は、農地の利用状況調査は、日頃の農地パトロールや事前の予備調査を行い、新たな遊休農地を発見することができました。農地の利用意向調査は、農業委員・推進委員が戸別訪問し、利用意向を詳細に確認するなど、農地の利用調整を積極的に行い、解消を図ることができました。

8 ページをお開きください。「V 違反転用への適正な対応」「1 現状及び課題」ですが、違反転用面積 2.8ヘクタール、課題は、違反転用に対する監視活動を継続的に行う必要があり、違反転用に対する是正指導を強化する必要があることです。「2 令和3年度実績」は、増減なしです。「3 活動計画・実績及び評価」のうち、活動計画は、違反転用案件の是正指導、違反転用の新たな発生防止と発生後の速やかな解消に向けた取組みとし、活動実績は、違反転用の発生防止に向けた取組を地区調査会の際に行い、そのほか、通年の農地パトロールの実施、農業委員会広報誌に違反転用防止を掲載し周知しました。活動に対する評価は、早期発見・早期指導を行うことにより是正を図っているが、長期化した違反転用案件の是正までには至りませんでした。

9 ページ、「VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」「1 農地法第3条に基づく許可事務」についてですが、1年間の処理件数75件、許可件数75件です。事実関係の確認は、申請書類の確認を行うとともに、地区担当農業委員及び事務局職員による現地調査等を実施しています。総会等での審議は、関係法令や審査基準に基づき、議案ごとに詳細な審議を実施しています。申請者への審議結果の通知は、申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数が7件、不許可処分の理由の詳細を説明した件数は0件です。審議結果等の公表は、議事録を作成し公表しています。処理期間は、申請書受理から28日、平均処理期間は27日です。

「2 農地転用に関する事務」ですが、1年間の処理件数は141件でした。事実関係の確認は、3条同様、申請書類の確認を行うとともに、地区担当農業委員及び事務局職員による現地調査を実施しています。総会等での審議も3条同様、関係法令や基準に基づき、議案ごとに詳細な審議を実施しています。審議結果等の公表も3条と同様に、議事録を作成し公表しています。処理期間は標準処理期間が、申請書受理から42日、平均処理期間は34日です。

10 ページをお開きください。「3 農地所有適格法人からの報告への対応」ですが、管内の農地所有適格法人39法人中、報告書提出法人数18法

人、報告書の督促を行った法人は21法人、督促後に報告書を提出した法人は2法人、督促後に報告書提出しなかった法人は19法人であります。提出しなかった理由は、連絡なしが9法人、郵便返戻が3法人です。対応としては、再度督促をし、報告を促しています。農地所有適格法人の要件を欠くおそれのある法人は2法人で、対応の状況は、1法人は一般法人に移行済み、1法人は是正を行う旨の報告がありました。「4 情報の提供等」ですが、賃借料情報の調査・提供は、調査対象賃貸借件数1,804件、令和4年2月に、市ホームページでの公表、農業委員会広報誌での掲載を実施しました。農地の権利移動等の状況把握は、調査対象権利移動等件数226件、令和4年3月に取りまとめ、県を通じて国に報告しました。農地台帳の整備状況ですが、整備対象農地面積12,721ヘクタールのデータを随時更新しています。

11ページをご覧ください。「Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」については、農地利用最適化等に関する事務、農地法等によりその権限に属された事務に関して、いずれも要望・意見はありません。「Ⅷ 事務の実施状況の公表等」については、「1 総会等の議事録の公表」は市ホームページに公表しています。「2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出」は、1件であり、宇都宮市に、担い手への農地利用の集積・集約化について、遊休農地の発生防止・解消について、新規参入の促進について等を提出しました。「3 活動計画の点検・評価の公表」は、市ホームページに公表しています。

以上、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」についての説明を終わります。

議長 議案第2号についてご質問等がありましたら発言願います。

委員 委員の活動日数180日、最終的におおむね月10日との説明がありましたが、これでは、（農業委員・推進委員を）やる人がいなくなってしまうのではないかと危惧しています。言うのは簡単です。農地も、単に集約をするだけでいいのか、集約をすることは大切だと思いますが、中身の整理をしていかなければならないのではないかとも思います。（活動記録簿に）いいことは書くが、悪かったところを話し合う場をつくることで、我々農業委員がどのように改善していけばいいか、どこがおかしいのかを言えると思います。

事務局 活動日数180日は取り下げられ、月10日となりましたが、国がヒア

リングを行った際、本市としては、業務量に関する意見を言ってきましたが、国は、タブレットを使いやすいように工夫するという回答でした。目標地図の作成には、かなり負担が多いと思われるので、国から具体的な内容が明らかになった時点で、本市としては、負担がかからないようなやり方を工夫して考えていきます。

委員 地図作成はかなり難しいように思いますが、タブレットを使って実際に我々が出来るものなのですか。

事務局 事務局としては、委員の皆さんのバックアップを行ってまいります。国の考えでは、将来的には、日常的にも使えるようにしたいそうですが、事務局としても、目標地図を1筆単位で聞き取って積み上げていくことがいいのかは、疑念が残ります。1筆ごとに作成していくのだとしたら、地図作成はかなり難しい作業になってくると考えられます。

委員 目標地図を作るにあたり、国からの方針を拒否できるのですか。

議長 筆ごとに10年後の将来像をつくり、人・農地プランの目標とするものを地図に落とし込んでいきます。まだ、国会で審議中であり、正式決定はありません。

議長 そのほか、ご意見はございますか。

委員 (意見なし)

議長 それでは、議案第2号「令和3年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」については、原案のとおり承認いただくことに、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないと認め、議案第2号につきましては、原案のとおり承認します。

続きまして、議案第3号「令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)」について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号「令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)」についてご説明いたします。「Ⅰ 農業委員会の状況」として、4月1日現在で作成しています。認定新規就農者の数値に変更があります。

13ページをご覧ください。「Ⅱ 最適化活動の目標」「1 最適化活動の成果目標」のうち、「(1) 農地の集積」の現状及び課題は、議案2号で説明したとおりです。今年度末の目標集積面積は6,240ヘクタール、うち新規集積面積100ヘクタールです。目標設定の考え方ですが、これまでの実績や集積率を踏まえ、100ヘクタール増加としました。「(2) 遊休農地の解消」について、現状は1号遊休農地のうち、緑区分27ヘクタール、黄区分27ヘクタールであり、課題は議案第2号で説明したとおりです。既存遊休農地緑区分の解消目標は5ヘクタール、黄区分については、解消のために基盤整備事業の実施や農地の見直しなど関係機関と検討を進めて行くとしました。新規発生分の解消目標は2ヘクタールとしました。

14ページをお開きください。「(3) 新規参入の促進」について、現状は記載のとおり、農業従事者の高齢化や離農が進み、後継者が不足している地区があるため、地域農業の新たな担い手を確保・育成する必要があります。目標については、過去3年間の権利移動面積の平均の1割以上を設定するとされていることから、55.7ヘクタールとしました。次に、「2 最適化活動の活動目標」ですが、「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」は、1人当たり月10日としました。「(2) 活動強化月間の設定目標」については、活動強化月間の設定を3回とし、7月に農地の集積、遊休農地の解消として、実質化された人・農地プランの話合い活動、農地利用状況調査の予備調査を行い、10月に遊休農地の解消として利用意向調査および利用調整、1月に農地の集積として実質化された人・農地プランの話合い活動を行います。「(3) 新規参入相談会への参加目標」については、新規参入相談会への参加回数を36回とし、公益財団法人 宇都宮市農業公社が行う相談会に参加します。以上、議案第3号「令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)」の説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。議案第3号についてご質問等がありましたら発言願います。

委員 (意見なし)

議長 それでは、議案第3号「令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)」については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委員（異議なし）

議長 ご異議がないと認め、議案第3号につきましては原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、議案第4号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）」について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）」についてご説明いたします。この「申し合わせ決議」は、令和元年に他県の2市町にて、農業委員会会長が農地法違反と収賄の疑いで逮捕される不祥事が発生しました。これを受け、国においては、同年11月に「全国農業委員会会長代表者集会」にて、農業委員会委員等の綱紀保守に関する申し合わせを決議し、農業委員会組織として、綱紀粛清の徹底が図られたところです。本市においても、昨年の定期総会において、農業委員会の法令遵守の申し合わせを決議したところですが、国からの要請により毎年度1回、総会において法令順守の注意喚起を実施することになっていきますので、本年度も、法令順守の申し合わせ決議について、諮るものです。それでは、読み上げます。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責務を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

以上、説明を終わります。

議長 議案第4号についてご質問等ありましたら発言願います。

委 員 （意見なし）

議 長 それでは、議案第4号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）」については、原案のとおり決定することに、異議ありませんか。

委 員 （異議なし）

議 長 ご異議がないと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長 次に、会議次第7の報告事項に移ります。報告第1号、報告第2号は関連がありますので、一括して説明を求めます。報告第1号「農業委員会事業実施報告」について、報告第2号「農業委員会関係会議出席報告」について、事務局から説明願います。

事務局 （報告第1号令和4年1月から3月末までの事業実施内容について報告、報告第2号、令和4年1月から3月末までの関係会議出席について報告）

議 長 次に、会議次第8その他に移ります。事務局から説明願います。

事務局 （担当より連絡事項等の説明）

議 長 以上で本日の議事は全て終了いたしました。皆様から何かございますか。

委 員 （意見なし）

議 長 それでは、これをもちまして議長の職を下ろさせていただきます。長時間にわたり、慎重な審議をありがとうございました。進行を事務局に返します。

事務局 以上で本日の日程は全て終了しました。これをもちまして、宇都宮市農業委員会第5回定期総会を閉会いたします。慎重な審議を賜りありがとうございました。

（閉会：午後5時13分）